
入札案内書

令和2年度第1回津山市自動販売機設置事業者選定にかかる入札

(制限付き一般競争入札)

津山市総務部財産活用課

【入札の概要】

1 自動販売機設置仕様書

別紙のとおり

2 入札の方法

- (1) 入札室への入室は、1入札参加者につき1名とします。
- (2) 入札の執行は、制限付き一般競争入札により、12.0%以上で最高の売上金納付率（売上に応じて市に納める売上実績額に対する納付金の割合）で入札された者と販売に関する契約を締結します。
- (3) 最高かつ同率の売上金納付率を入札した者が2者以上の場合は、くじによって落札者を決定します。
- (4) 入札に参加するものが1であっても、入札は執行します。

3 入札参加資格

入札に参加できるのは、市が自動販売機の設置・運営が可能と判断した法人又は個人で、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 津山市内又は津山市に隣接する岡山県の市町内に本店、支店又は営業所を有し、自動販売機の故障等緊急の場合において迅速な対応ができ、自らの責任において販売する者（名義貸しは認めない）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (3) 津山市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年津山市告示第56号）に基づく指名停止等を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する理由により一般競争入札に参加することができない者（その事実があった後3年を経過した者を除く。）でないこと。
- (5) 津山市契約規則第5条の規定による入札者等の制限を受ける者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第226号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 市有施設に設置する清涼飲料水等自販機要綱（平成24年津山市告示第120号）第11条に規定する理由により、契約を解除された者（その事実があった時から6月を経過した者を除く。）でないこと。
- (8) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 国税（消費税及び地方消費税）及び津山市税の滞納がないこと。

4 参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

次のとおり、仕様書、自動販売機設置位置図、提出書類様式等を配付します。

① 配付期間 令和2年12月1日（火）から令和3年1月15日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 配付場所 津山市役所総務部財産活用課FM推進係（市役所6F）

なお、津山市ホームページ（<https://www.city.tsuyama.lg.jp/top.php>）からもダウンロードできます。

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

参加を希望する者は、津山市自動販売機設置事業者選定入札参加申込書（様式第1号。以下「入札参加申込書」という。）及びその他必要書類を提出してください。提出書類の作成、取得及び提出にかかる費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

また、応募者は、提出した書類等に関し津山市から説明を求められた場合には、それに応じなければなりません。

- ① 提出期間 令和3年1月6日（水）から令和3年1月15（金）まで（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 津山市役所総務部財産活用課FM推進係（市役所6F）
- ③ 提出方法 持参又は送付（配達確認が可能な方法に限る。）
- ④ 提出書類 下記のとおり（印鑑は「社印及び法人の代表者印」を押印のこと。）

ア 法人

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号）
 - (イ) 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
 - (ロ) 設置を予定している自動販売機のカatalog ※設置場所ごとに提出
 - (ハ) 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書〔商号、住所、代表者、設立日を証明するもの〕）
 - (ニ) 印鑑証明書（法人）
 - (ホ) 決算関係書類（直近1年分）
 - (ヘ) 役員一覧（氏名、よみがな、生年月日及び住所が必ず記載されていること）
 - (ト) 本社等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書）
 - (チ) 津山市発行の市税の完納証明書（法人分、代表者分）
 - (リ) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第7号）
- ※(ロ)～(ホ)及び(ト)、(チ)についてはコピーでも可。
※(ハ)、(ニ)及び(チ)、(リ)については、発行日から3カ月以内のもの。

イ 個人

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号）
 - (イ) 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機ごとに作成
 - (ロ) 設置を予定している自動販売機のカatalog ※設置場所ごとに提出
 - (ハ) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
 - (ニ) 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
 - (ホ) 印鑑証明書（代表者）
 - (ト) 所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書）
 - (チ) 津山市発行の市税の完納証明書（代表者）
 - (リ) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第7号）
- ※(ロ)～(チ)についてはコピーでも可。
※(ハ)～(リ)については、発行日から3カ月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

① 審査結果の通知

(2)で提出された書類を津山市が審査し、令和3年1月29日（金）午後5時までに参加の可否を回答します。参加資格要件適合の回答を受けた者には、津山市自動販売機設置事業者選定入札参加承認書（様式第3号。以下「入札参加承認書」という。）を交付します。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 令和2年12月1日（月）から令和2年12月11日（金）まで（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで
- ① 方法 仕様書等に対する質問書（様式第4号）により、下記10の宛先にFAX又はE-mailにて行ってください。
- ② 回答 令和2年12月18日（金）に津山市ホームページに公開します。
- ③ その他 入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 入札

入札に参加する者は、売上金納付率入札書（様式第5号。以下「入札書」という。）を提出してください。

- (1) 入札日時 令和3年2月5日（金）
受付：午前9時30分～午前10時（時間厳守）
入札：午前10時～
※受付時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (2) 場所 津山市役所5階 501会議室
- (3) 持参品 ・入札参加承認書（様式第3号）
・入札書（様式第5号）
・印鑑（入札書に使用したもの。代理人の場合は委任状に使用したもの）
・委任状（様式第6号）（代理人が入札する場合のみ）
- (4) 設置予定事業者の決定方法
入札参加者が提出した入札書に記載された率が、それぞれ津山市の予定する売上金納付率（12.0%）以上で最高の率であった者を設置予定事業者とします。
- (5) 入札書の記載方法
 - ① 入札参加者は、応募する物件それぞれに小数第一位までの売上金納付率を入札書に記載してください。
 - ② 応募しない物件には、売上金納付率を入札書に記載しないでください。
- (6) 津山市が予定する売上金納付率以上での応募者がいない場合は、後日再度の選考を行う場合があります。
- (7) くじによる入札順位の決定方法
最高かつ同率の売上金納付率で入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、入札順位を決定するものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ入札順位を決定するものとします。
- (8) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等入札を公正に執行することができない状態にあると津山市が認めるときは、入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

6 開札

- (1) 入札後直ちに開札し、落札者を決定します。
- (2) 契約書は、施設を管理する担当課との間で締結していただきます。
- (3) 設置業者に決定した者は、自動販売機の管理関係証明書（様式第8号）を担当課に提出してください。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (2) 入札参加者に求められている義務を履行しなかった者がしたもの
- (3) 入札が不正の行為（疑義が払拭できないときを含む。）によってなされたもの
- (4) 入札参加者の押印のない入札書によるもの
- (5) 記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (6) 押印された印影が明らかでない入札をしたもの
- (7) 売上金納付率を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

8 公表

設置事業者名及び売上金納付率を、津山市ホームページにおいて公表します。

9 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除とします。
- (2) 自動販売機の撤去及び移設について
津山市が行う工事等施設管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、津山市が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとします。
- (3) その他詳細については、自動販売機設置仕様書によります。

10 問い合わせ先

津山市役所 総務部財産活用課 FM推進係 担当 安藤
電話（0868）32-2122 FAX（0868）32-2039
E-mail zaisan@city.tsuyama.lg.jp